

令和7年8月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年8月20日 午後 2時30分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名
	1番 川村耕一 2番 沼尾綾乃 3番 池田雄一 4番 阿久津一男
	6番 渡邊毅 7番 小池毅 8番 手塚幸子 9番 神山守
	10番 佐藤修一 11番 吉原浩之
欠席農業委員	1名
	5番 川村光代
出席推進委員	17名
	12番 大嶋明男 13番 秋元光藏 14番 北山隆 15番 伏木俊夫
	16番 大島一比古 17番 酒主学 18番 福田重勝 19番 星野由紀夫
	20番 福田正明 21番 佐々木俊久 22番 大貫宣秀 23番 西巻光次
	24番 福田浩一 25番 福田隆夫 26番 大島昭吾 27番 村上隆
	28番 富田順子 29番 青木容子
欠席推進委員	なし
傍聴人	1名
事務局	局長 大嶋正浩 係長 吉澤喜代子 副主幹 佐藤達起 主査 鶴見英明
農業公社	局長 常盤紀生

第1	一	議事録署名人の指名
第2	一	会期の決定
第3	報告第17号	非農地判断の取り消しについて
第4	報告第18号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第19号	農地法第18条(通知)について
第6	議案第47号	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に係る変更について
第7	議案第48号	日光農業振興地域整備計画の重要変更について
第8	議案第49号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第50号	非農地証明願について
第10	議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

局長	日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願ひいたします。
	はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。
	農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
	なお、川村光代委員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
	推進委員につきましては、18名全員の出席であります。
	なお、本日の傍聴人は1名であります。
小池毅議長	それでは、ただ今から、令和7年8月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
	本日の議事日程について、事務局長より朗読いたします
局議長	(議事日程を朗読)
	それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
	議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。
	10番 佐藤修一委員、11番 吉原浩之委員を指名いたします。
	よろしくお願ひいたします

議 長	<p>続いて、日程第2「会期の決定」を行います。</p> <p>本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思います。これに異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、本総会の会期は本日1日限りとすることに決します。</p>
議 長	<p>日程第3、報告第17号「非農地判断の取り消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>(吉澤係長挙手)</p> <p>はい、吉澤係長。</p>
吉澤係長	<p>総会資料1ページをお開きください。</p> <p>報告第17号「非農地判断の取り消しについて(報告)」について説明いたします。</p> <p>記載の農地については、令和7年1月議案第10号「耕作放棄の非農地判断について」により、判断を決定したところですが、所有者から当該土地を農地として利用している旨の申し出がありました。8月18日に農地パトロールを行い、土地の現況は遊休農地区分2の農地であることが確認されたため、非農地判断を取り消すものです。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議 長	<p>報告ではございますけれども、質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に移ります。</p>
議 長	<p>日程第4、報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>(佐藤副主幹挙手)</p> <p>はい、佐藤副主幹。</p>
佐藤副主幹	<p>それでは、総会資料2ページをお開きください。報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。</p> <p>先月、許可書を交付しました5条申請案件は8件ございました。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。</p> <p>総会審議日は令和7年7月18日。許可書につきましては、7件が令和7年7月18日付け指令番号 日農委指令第5-17号から5-23号で交付しております。</p> <p>残りの1件につきましては、栃木県農業会議の常設審議委員会に諮りましたので、こちらにつきましては、令和7年7月28日付け指令番号 日農委指令第5-25号で交付しております。以上です。</p>
議 長	<p>同じく報告でございます。ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、次に移ります。</p>
鶴見主査	<p>日程第5、報告第19号「農地法第18条について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>(鶴見主査挙手)</p> <p>はい、鶴見主査。</p> <p>報告第19号 「農地法第18条(通知)について」をご説明いたします。総会資料は4ページから5ページになります</p> <p>本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。渡人、受人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。議案書の件数は3件で、1番が市農業公社の賃借権の解約。2番・3番が農地中間管理事</p>

議長	<p>業の賃借の解約となります。以上ご報告いたします。</p> <p>報告になります。ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、次に移ります。</p>
議長	<p>続いて、日程第6、議案第47号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る変更について」を議題といたします。</p> <p>今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しています。</p> <p>はじめに、神山部会長から全体説明をお願いします。</p>
神山委員	<p>8月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当いたしました。8月18日月曜日、2班体制で行ってまいりました。</p> <p>班編成ですけれども、1班は私、神山と大嶋明委員、西巻委員が対応しました。2班は佐藤副部会長、秋元委員、青木委員が対応しました。</p> <p>次に、案件の内容ですけれども、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る変更について」が1件、「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」が2件、「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件、「非農地証明について」が4件ありました。</p> <p>次に、各担当の委員を発表したいと思います。</p> <p>皆さんの総会資料の6ページをお開きください。6ページ目の「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）による変更について」の1番を大嶋明委員と、次7ページ目の「日光農業振興地域計画の重要変更について」の1番を秋元委員、2番を事務局の説明と続きまして、8ページ目をお開きください。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請について」の申請番号1番が西巻委員、2番が青木委員。続きまして9ページの「非農地証明願について」の1番を西巻委員、2番を大嶋明委員、3番を大嶋明委員、4番が秋元委員となります。</p> <p>以上の方々が、各内容にて発表いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>(大嶋明委員挙手)</p> <p>はい、大嶋委員</p>
大嶋明委員	<p>私は、総会資料6ページ議案第47号の1を担当しました。本申請は日光市野口地内において太陽光発電設備を目的とした地域計画の変更の申し出です。申請地は旧野口小学校から東へ約600メートルに位置しています。農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。</p> <p>登記簿地目は田、現況は田です。周囲の状況ですが、東側は田、西側は雑種地、南側は宅地、道路、北側は道路です。</p> <p>申請理由ですが、今回、太陽光発電設備を目的とした農地転用許可を申請するにあたり、地域計画の変更を行うものです。申し出地は地域計画において将来の耕作者が定められており、そういう農地を転用する場合には、事前に地域計画の変更が必要となります。なお、転用事業者、譲受人は、宮城県仙台市に本店を置き、風力、太陽光発電、電力設備装置の販売、加工を主な業務とする、平成23年に設立した資本金9,900万円の法人です。</p> <p>土地利用の計画ですが、敷地内に太陽光パネル180枚を設置する計画です。なお、今回は3,114平方メートルの敷地のうち1,193平方メートルのみを転用する計画です。転用許可は申請の前に分筆をする予定です。なお、給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透とします。周囲にはフェンスを設置します。今回1,193平方メートルですが、赤い線で印をしているところが今回の予定になっております。ちなみに現在はこういう形で草が茂っておりますが、そこは草刈りをしてきれいにして設置をする予定だということです。</p>

議長	以上の事から周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
神山委員長	それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会報告お願ひします。 (神山委員挙手)
議長	はい、神山部会長
神山委員長	現地調査後、部会内で検討したところ、問題なく許可相当であるとの見解に達しました。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。
議長	いかがでしょうか、よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑を終決し、採決いたします。
議長	番号1番について原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	はい、挙手全員であります。
議長	よって、番号1番は原案のとおり変更妥当とすることに決します。
議長	続いて日程第7、議案第48号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (秋元委員挙手)
秋元委員	はい、秋元委員。
秋元委員	私は総会資料7ページの議案第48号の1の担当となります。申出人及び申請地等は資料のとおりです。
秋元委員	申請目的。本申請は大室地内において、農家住宅として非農地証明を目的とした、農用地区域からの除外（農振除外）の申し出です。
秋元委員	案内図です。申請地は大室小学校から北西へ約550メートルに位置しています。登記簿地目は畠、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は畠、西側は畠、南側は畠、北側は宅地、青地です。
秋元委員	土地利用図。申請理由。申出地は昭和46年に隣接地に居宅が建てられて以来、宅地として一定利用されています。今般、土地調査により地目変更登記がされていないことが判明したことから、非農地証明の願い出のため、農振除外の申し出をするものです。土地利用計画として、宅地の一部として利用されます。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透とします。空中写真ですね。昭和51年撮影の空中写真が添付されており、当時から40年以上にわたり、宅地の一部として利用されていることが確認できます。赤い線で囲われている自宅敷地が申請場所です。大きな樹木も植わっています。こちらがちょっと大きい図です。写真です。
議長	皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。
神山委員長	それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会の報告をお願いします。 (神山委員挙手)
神山委員長	はい、神山部会長。
神山委員長	部会内で現地調査後の検討をしたところ、年数も経っているし、かなり昔からということもありますので、問題なく許可相当であるという見解に達しました。
議長	皆様のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。
大島一委員	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。 (大島一委員挙手)
大島一委員	はい、大島委員。
大島一委員	今、映っている写真の左側の水田は、申請者の水田ではないのですか。周囲の農地は第三者のものですか。年数の経っているのは、やむを得ないのかなと思いますが。

秋元委員長	農業振興地域ですから、日照権の問題で耕作放棄するとか、利害関係の合意は取っているのでしょうか。
佐藤副主幹	第三者の所有ですね。 (佐藤副主幹挙手)
大島一委員	はい、佐藤副主幹。 この申請におきまして、承諾書等は添付されてはおりません。
佐藤副主幹	この場所は、〇〇〇—〇のうち、466平方メートルとあるとおり、農振除外が完了しました時には、分筆を行ったうえで非農地証明の申請が上がってくることになります。この境界線は、お隣の方と立ち会いのもとに打たれているものになります。
大島一委員	利害関係人に境界協定やら何やら全部、合意を取るようなことをしないと分筆できないから、それは織り込み済みで、非農地で問題なかった。建物の申請地はどのようにでしたか。
議長	現状のまま利用です。
議長	現状のままであれば、問題ないということですね。
議長	これから分筆するからには、現地の方も承諾とれないとできないから、合意が取れたということでなっているのだと思いますので結構です。わかりました。すみません。ありがとうございました。
議長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑を終決し、採決いたします。
議長	番号1番について、原案のとおり変更妥当とする事に賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(挙手全員)
議長	挙手全員であります。
議長	よって番号1番は原案のとおり変更妥当といたします。
佐藤副主幹	続いて、番号2番について、事務局の説明を求めます。
議長	(佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。
議長	議案第48号の2番についてご説明いたします。
議長	こちらは轟地区の圃場整備の実施に伴い、農振農用地への農地の編入を行うものです。轟地区54.8ヘクタールにつきまして、令和8年度から令和20年度にかけ、圃場整備が予定されております。その区域に入る農地のうち、現在、農振農用地とはなっていない農地を農振農用地に編入するものとなります。
議長	こちらの図の青く染まっている農地が、今回の編入の対象となっております。対象区では172筆、107,161平方メートルとなります。用途別及び大字別の内訳は議案書のとおりです。以上です。
川村耕委員長	説明が終わりました。ここでご質問等ございましたらお受けいたします。
川村耕委員長	今回、圃場整備に伴う、農振から除外するのではなくて、編入する案になります。いつもと逆のパターンというか、めずらしいパターンというか、初めての審議になるかと思いますので、何かご質問ありましたら。
川村耕委員長	(川村耕委員挙手)
川村耕委員長	はい、川村委員。
川村耕委員長	農振地域に入れない圃場整備の対象にならないですよね。そのために入れて圃場整備をすることですね。
川村耕委員長	圃場整備をすると、全部農振でないといけなくなりますからね。農振農用地ではならなくてはなりませんので、そのための編入になります。問題はないかと思います。
川村耕委員長	地権者の同意は要件になるのでしょうか。

議 長	もちろんそうでしょう。 他に質問等はございますか。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは、質疑を終決し、採決に移ります。 番号2番について原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員であります。 よって、番号2番は原案のとおり変更妥当とすることに決します。
議 長	続いて、日程第8 議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (西巻委員挙手)
西巻委員	はい、西巻委員。 私は総会資料8ページ、議案第49号の1番を担当しました。本申請は日光市今市地内において、駐車場を目的として転用する案件です。 申請人及び申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は今市地内。今市第二小学校から南東へ約160メートルに位置しております。 公図による説明です。登記簿地目は田、現況は畠です。周囲の状況は、東側は宅地、青地、西側は宅地、南側は水路、北側は道路です。 土地利用図による説明です。敷地内に50台分の駐車場スペースを設ける計画です。現地には土地家屋調査士が立ち会いました。申請地を駐車場に利用する計画で、仮杭がしてありました。給排水はありません。雨水の処理については、敷地浸透処理樹を設置します。 また、周囲の一部L型擁壁及び敷地境には境界ブロックを設置します。また、フェンス120メートルを設置します。参考までですが、資金計画については、総事業費2,000万円を自己資金により賄い、金融機関の残高証明が添付されております。 土地利用計画による説明をさせていただきます。ここが国道、こちらに行くと鬼怒川です。こちらは市内に入ります。第二小学校はこちらです。 50台分の駐車場が計画され、申請地への進入路はここです。L型のブロックはこういう形で入っていきます。ここからブロックを積んでいきます。この中には10メートルの雨水樹を作ります。その中にさらに樹を作りまして、雨水は樹に入るような施工方法という事です。U字溝を入れて、この雨水樹に入るよう高低差をつけて処理します。 こちらも同じような形で、雨水樹に入るようになります。全面的に、雨水についてはこの中で処理できるという事です。 ここが進入路で4メートルの間口になります。道路の高さと田面の高さの差について、約50から60センチです。 受人が現在高徳で建設している〇〇の建設現場から土を搬入するという事です。下に土、その上に砂利、その上に40センチの厚みのアスファルトという事です。 周りの境界については、仮杭があって、近々、境界の確認をするということでした。これが今の利用計画の基になる公図です。現況ですね。 何ら問題はないと思われますが、よろしくご審議のほどお願いいたしたいと思います。
議 長	それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会の報告をお願いします。 (神山委員挙手) はい、神山部会長。

神山委員	担当部会内で検討したところ、問題なく許可相当という見解に達しました。残土の件ですが、残土は、昔の〇〇の場所に、今、〇〇を建設していて、そちらの従業員の駐車場として利用するということで、〇〇の建設現場から出た残土を持ってくるということなので、不明な場所から出た土を持ってくるというものではないので、きちんとした残土処理をして埋め込むという形になっております。
議長	問題はなく許可相当という見解に達しましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
川村耕委員	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。 (川村耕委員挙手)
議長	はい、川村委員。 かなりの台数が駐車場になると思いますが、近隣の許可とかはいらないのでしょうか。
佐藤副主幹	(佐藤副主幹挙手)
議長	はい、佐藤副主幹。 駐車場の設置に関する規制につきましては、私の方では把握はしていないですが、恐らくないと思います。
議長	よろしいですか。他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑を終決し、採決に移ります。 番号1番について、原案のとおり許可する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(挙手全員) はい、挙手全員であります。
議長	よって番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
議長	続いて、番号2番について、担当委員の報告を求めます。 (青木委員挙手)
青木委員	はい、青木委員。 私は総会資料8ページ、議案第49号の2番を担当しました。本申請は日光市猪倉地内において、売買により太陽光発電設備を目的とした5条申請です。申請人、及び申請地は資料のとおりです。 案内図による説明です。申請地は猪倉地内、猪倉小学校から北へ約600メートルのところに位置しております。農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明です。今回の申請地は〇〇〇〇—〇になります。登記簿地目は畠、現況は田です。周囲の状況は、東側は青地、西側は道路、南側は田、北側は宅地となります。 土地利用図による説明です。現地には譲渡人と譲受人の会社担当者が立ち会いました。譲受人は東京都に本店をおき、再生エネルギー等による発電システムを主な業務とする法人です。今回、申請地の所有者の同意を得ることが出来たため、太陽光発電設備用地として譲り受け、利用したく申請に至りました。申請地である〇〇〇〇、ここに杭打ちがそれぞれしてありました。敷地内には168枚の太陽光パネルを設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内浸透です。周囲にはフェンスを設ける予定です。 現地調査の写真による説明をいたします。こちらの赤い線の中が〇〇〇〇—〇番地となります。木の奥側に、譲渡人の宅地があります。申請地には、こちらの道路から進入します。メンテナンスや草刈り等の為、進入口の一部分を駐車スペースとして、碎石敷きを入れて整地しますが、パネルを置く場所は全体的には草刈りをし、そのままパネルを設置する予定です。周囲はフェンスで囲む予定です。雨水は自然浸透とな

		ります。			
議	長	以上の事から、周りに及ぼす影響はないと思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。			
神	山	議員	それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会の報告をお願いします。 (神山委員挙手)		
議	長	はい、神山部会長。			
神	山	議員	担当部会の中で検討したところ、問題なく許可相当であるとの見解に達しましたので、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。		
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。 (大島一委員挙手)			
大	島	一	議員	はい、大島委員。	
大	島	一	議員	平成30年から太陽光設置の日光市の条例が設置されたと思いますが、前回も話したと思いますが、事務局の方で、受け付け時点では保全地区内か外か。保全地区内で、第2種農地ですからそういった住宅があるということなので、そういったものは地元協議関係が進んでいるかどうか、その辺は、申請受け付け時点に確認はされているのでしょうか。	
議	長	(佐藤副主幹挙手)			
佐	藤	副	主	幹	はい、佐藤副主幹。
大	島	一	議員	こちらにつきましては、地区外のため届出のみということです。手続きについては、環境森林課に確認しております。	
大	島	一	議員	結構です。ありがとうございます。	
議	長	他に何かご質問ございますか。よろしいですか。			
議	長	(「なし」の声あり)			
議	長	それでは、質疑を終決し、採決に移ります。			
西	卷	委	員	番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。	
西	卷	委	員	(挙手全員)	
西	卷	委	員	はい、挙手全員であります。	
西	卷	委	員	よって、番号2番は原案のとおり許可することに決します。	
西	卷	委	員	それでは、日程第9議案第50号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。	
西	卷	委	員	(西巻委員挙手)	
西	卷	委	員	はい、西巻委員お願いします	
西	卷	委	員	私は総会資料9ページ議案第50号の1番を担当しました。日光市鬼怒川温泉滝地内において宅地として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。	
西	卷	委	員	案内図による説明です。願出地は鬼怒川温泉滝地内、東武鬼怒川温泉駅から北へ約750メートルに位置しております。	
西	卷	委	員	公図お願いします。登記簿地目は畠、現況は宅地です。土地利用による説明です。現地には、測量会社が立ち会い、仮杭が打ってありました。願出地は昭和50年頃から宅地として利用しており、25年以上が経過しています。	
西	卷	委	員	空中写真による説明。平成12年撮影の空中写真により、25年以上経過していく、当時の現況があったことが確認することが出来ます。	
西	卷	委	員	現地調査の写真による説明です。昭和50年に建築し、20年前頃に取り壊した跡地には、がれきや砂利など広範囲にわたり埋もれており、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても利用することはできないと見込まれます。	
西	卷	委	員	以上の事から証明する事に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。	

議 長	それでは、担当部会の見解について報告をお願いいたします。 (神山委員挙手)
神 山 委 員	はい、神山部会長 説明のとおり、写真を見たとおり、ちょっと草が生えていますが、部会内で検討した結果、問題はなしということに達しましたので、皆さんのご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議 長	それでは、担当部会以外の皆様方からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは、質疑を終決し、採決に移ります。 番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議 長	続いて、番号2番について担当委員の報告を求めます。 (大嶋明委員挙手)
大 嶋 明 委 員	はい、大嶋委員。 私は、総会資料9ページ議案第50号の2を担当しました。本申請は日光市瀬尾地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれの資料のとおりです。 案内図の説明です。願出地は、日光市立今市第二小学校から北へ約1.3キロメートルに位置しています。願出地の登記簿地目は畠です。願出地は昭和49年に作業所及び倉庫を新築し、昭和57年に休憩所を増築し、その後、令和3年に取壊しをしましたが、現在まで継続して宅地として利用しております。 現在は、これらを取壊した後が、全部コンクリートになっております。 平成12年撮影の空中写真が添付されており、25年以上宅地として経過しております。 以上のことから証明することに問題が無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	それでは、担当部会の見解について報告をお願いいたします。 (神山委員挙手)
神 山 委 員	はい、神山部会長。 現地調査後、部会内で検討したところ、問題はなく許可相当であるとの見解に至りました。
議 長	皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。 それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。 よろしいですか。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは、質疑を終決し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員であります。 よって番号2番は、原案のとおり、証明妥当とすることに決します。
議 長	続いて、番号3番について担当委員の報告を求めます。

大 嶋 明 委 員	<p>(大嶋明男委員挙手)</p> <p>はい、大嶋委員。</p> <p>私は、総会資料9ページ議案第50号の3を担当いたしました。</p> <p>本申請は、日光市瀬川地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。</p> <p>願出地は、日光市立今市小学校から北へ約650メートルに位置しています。願出地の登記簿地目は田です。</p> <p>願出地は、平成4年に居宅を建築し、隣接地〇〇〇〇一〇及び〇〇〇〇一〇、〇〇〇〇一〇と共に一体的に宅地として利用しております。自宅の裏が、このようになっております。赤い線で囲っているところです。平成4年建築の建物登記簿が添付されており、33年以上宅地として経過しています。</p> <p>以上のことから証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、担当部会の協議の結果について報告をお願いいたします。</p> <p>(神山部会長挙手)</p> <p>はい、神山部会長。</p>
神 山 委 員	<p>現地調査後、部会内で検討したところ問題はなく、許可相当であるという意見にまとまりました。</p> <p>皆様のご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>続いて、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、質疑を終決し、採決いたします。</p>
	<p>番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員であります。</p>
	<p>よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当といたします。</p>
議 長	<p>続いて、番号4番について、担当委員の報告を求めます。</p>
秋 元 委 員	<p>(秋元光藏委員挙手)</p> <p>はい、秋元委員。</p> <p>私は、総会資料の9ページ議案第50号の4を担当しました。</p> <p>本申請は日光市嘉多蔵地内において、宅地として利用している案件です。</p> <p>願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。この案件につきましては、今年の6月に総会において、非農地証明願で審議をいただき、承認された農地と一体的に宅地として利用されているため、今回、追加申請したものです。</p> <p>案内図お願いします。願出地は、日光市立小林中学校から南西へ約1.8キロメートルに位置しております。</p> <p>公図による説明。願出地の登記簿地目は畠。</p> <p>土地利用計画図による説明。願出地は、昭和21年に石蔵を新築、平成17年に居宅を新築した時から〇〇〇一〇と一体で、宅地として利用しております。</p> <p>現地写真の説明。1枚目の写真の左右のポールの間が間口となります。2枚目の写真は、奥側から撮影した写真です。ポールと赤戻で示した場所が、前の所の間口からの奥行になっております。大きい木なども生えております。</p> <p>平成17年建築の建物評価証明書が添付されており、20年以上宅地として経過しております。</p> <p>皆様ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、担当部会協議の結果について報告をお願いいたします。</p>

神 山 委 員	(神山委員挙手) はい、神山部会長。 担当部会内で検討しましたとおり、写真で見るとおり問題はなく許可相当であるという意見に達しました。
議 長	皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。 それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等をお受けいたします。
議 長	(「なし」の声あり) それでは、質疑を終決し、採決いたします。
議 長	番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。
議 長	よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議 長	引き続き日程第10、議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鶴見主査挙手) はい、鶴見主査
鶴 見 主 査	議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。 本議案につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第6の6の（1）の規定により農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議するものです。 総会資料は、10ページから11ページになります。件数は3件で、面積合計は5筆で、13,349平方メートルとなります。設定する者 渡し人、設定を受ける者受人の住所氏名及び土地の表示等は申請のとおりになります。以上の計画の内容は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項」の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議 長	はい、それでは、初めに議案書第10ページの1番について審議いたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により11番吉原浩之委員の退席を求めます。 (吉原浩之委員退席 午後3時40分)
議 長	それでは、番号1番について、質問等ございましたらお受けいたします (「なし」の声あり)
議 長	それでは、番号1番について採決いたします。 議案第51号のうち1番について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員であります。
議 長	よって、議案第51号のうち1番について原案のとおり決定することに決します。 ここで、吉原浩之委員の着席を認めます。 (吉原浩之委員着席 午後3時41分)
議 長	次に、議案第51号の残り2件について審議いたします。 ご質問等ありましたらお受けいたします。 (川村耕委員挙手) はい、川村委員。

川村 耕 委 員	3番ですが、畠として利用ということですが、受け人の方は、アパート暮らしなのではないかと思うので、機械等はどんなものを持ってやるのかなということを、お聞きしたいです。
議 長	(常盤農業公社事務局長挙手) 常盤局長お願いします。
常 盤 局 長	ただ今の、川村委員のご質疑にお答えします。
	アパート暮らしですが、佐下部にある実家で就農している農業者でございます。機械につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、各1台ずつひとりおり揃えておりまして、耕作実績も6反歩あまりやっております。畠利用は主にトマトを中心とした、露地野菜を中心にやることを聞いております。以上でございます。
議 長	他に何かご質問ございますか。よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
議 長	それでは、質疑を終決し、採決いたします。
	議案第51号のうち1番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第51号のうち1番以外の案件については、原案のとおり決定することに決します。
議 長	以上で、本日の総会に付議された案件の審議がすべて終了いたしました。 これをもちまして、令和7年8月日光市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会 午後3時43分